

自己情報提供不可フラグ（設定・解除）申出書 不開示該当フラグ（設定・解除）申出書

マイナンバー制度において、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名等）を秘匿することが可能です。
秘匿を希望される方又は秘匿の解除を希望される方は、本申出書をご提出ください。
また、申請に際し、裏面「記入上の注意」を必ずお読みください。

○設定・解除 対象者

対象者氏名	生年月日	続柄	自己情報提供不可フラグ	不開示該当フラグ
			（※不開示該当フラグのみの解除はできません）	
	S H R		設定・解除	設定・解除
	S H R		設定・解除	設定・解除
	S H R		設定・解除	設定・解除
	S H R		設定・解除	設定・解除
	S H R		設定・解除	設定・解除

○申出者記入欄

<設定時> ※ 該当する方に○を付けてください。

■マイナンバーカードが手元に（ある・ない）又は（元々発行していない）

「ある」場合 → マイナポータルの代理人に加害者を設定して（いる・いない）

「ない」場合 → マイナンバーカード停止窓口に利用停止の申出を（した・していない）

<解除時> ※ 該当する方に○を付けてください。

■DV・虐待等は解決していないが、マイナンバーカードは手元にある、もしくは加害者のところに置いてきたが再交付の手続きが完了している場合で、かつ、加害者をマイナポータルの代理人に設定して（いる・いない）

■DV・虐待等の被害から逃れて（いる・いない）

上記のとおり申出をします。

令和 年 月 日

平戸市長 黒田 成彦 様 記号番号 12 -

氏名

連絡先

● 記入上の注意

・自己情報提供不可フラグ

DV被害者が避難元にマイナンバーカードを置いてきた場合に、マイナンバーカードを再発行するまでの間、加害者がDV被害者のマイナンバーカードを利用して各種情報を閲覧することを防ぐために設定するものです。※自己情報提供不可フラグを設定しない場合は、平戸市国保における提供情報(健康保険の資格情報、薬剤情報及び医療費通知情報等)が含まれており、当該情報から避難先が特定される恐れがあります。

①マイナンバーカードを被保険者証として利用することができません。また、マイナンバーカードを被保険者証として利用するための初回登録もできません。

②ご自身の健康保険情報、薬剤情報、特定健診情報などの各種情報を、マイナポータル上及び医療機関などで閲覧することができません。

※マイナンバーカードの再交付(必要に応じてマイナンバーやパスワードの変更)が完了した場合、本フラグの解除ができます。

・不開示該当フラグ

DV被害者が避難した場合に、完全にDV被害を逃れるまでの間に設定するものです。※不開示該当フラグを設定しない場合は、マイナポータル内の「やりとり履歴」に記載されている情報提供機関又は情報照会機関から避難先が特定される恐れがあります。

①「やりとり履歴」(「わたしの情報」が行政機関間でやりとりされた履歴)を、マイナポータル上で閲覧することができません。

②医療機関などで被保険者証によりオンライン資格確認をした時に、住所情報などが資格確認端末の画面に表示されません。

※完全にDVなどの被害から逃れた場合は、本フラグの解除ができます。
DV・虐待等が解決していない場合、不開示該当フラグの解除はできません。

マイナンバーカードに関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせはこちらをご利用ください。

平日午前9時30分～午後8時・土日祝日午前9時30分～午後5時30分

(年末年始12月29日～1月3日を除く)

電話番号：0120-95-0178 (無料)

※紛失・盗難による、カードの一時利用停止については、24時間、365日対応しています。

<一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)>

マイナンバー制度、マイナポータルに関するお問い合わせ：050-3816-9405

マイナンバーカードに関するお問い合わせ：050-3818-1250